岩波講座　日本文学

日本文学の発生
―その基礎論―

折口信夫

岩波講座　日本文學

日本文學の發生

——その基礎論——

折口信夫

岩波書店

日本文學の發生

——その基礎論——

折口信夫

目次

（一）河内里（中下）右、由川爲名。此里之田不敷草下苗子。所以然者、住吉大神上坐之時、食於此村。爾、從神等、人苅置草解散爲坐。爾時草主大患訴於大神、判云汝田苗者、必雖不敷草、如敷草生。故、其村田于今不敷草作苗代。

（播磨風土記）

（二）復有兄磯城軍。布滿於磐余邑。（磯。此云志）賊虜所據、皆是要害之地。故道路絶塞無處可通。天皇惡之、是夜自祈而寢。夢有天神訓之曰、宜取天香具山社中土（香山。此云介遇夜摩）以造天平瓮八十枚（平瓮此云毘邏介）幷造嚴瓮、而敬祭天神地祇（嚴瓮。此云怡途背）亦爲嚴咒詛。如此則虜自平伏矣。（嚴咒詛。此云怡途能伽辭離）天皇祇承夢訓、依以將行。時弟猾又奏曰、倭國磯城邑有磯城八十梟帥。又、高尾張邑（或本云、葛城邑）有赤銅八十梟帥。此類皆欲與天皇距戰。臣竊爲天皇憂之。宜今當取天香山埴、以造天平瓮、而祭天社國社之神、然後擊虜則易除也。天皇既以夢辭爲吉兆。及聞弟猾之言、益喜於懷。乃使椎根津彦著弊衣服及蓑笠、爲老父貌。又使弟猾被箕爲老嫗貌、而勅之曰、宜汝二人到天香山、潛取其嶺土。而可來旋矣。基業成否、當以汝爲占。努力愼焉。是時、虜兵滿路難以往還。時椎根津彦乃祈之曰、我皇當能定此國者、行路自通。如不能者、賊必防禦。言訖徑去。時群虜見二人、大咲之曰。大醜乎（大醜。此云鞅奈瀰爾勾）老父老嫗。則相與闢道使行。二人得至其山、取土來歸、於是天皇甚悅。乃以此埴、造作八十平瓮・天手抉八十枚（手抉。此云多衢餌離）嚴瓮、而陟于丹生川上。用祭天神地祇。則於彼菟田川之朝原、譬如水沫而有所咒著也。（神武紀）

（三）故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗、乘天之羅摩船而。內剝鵝皮剝爲衣服、有歸來神。爾雖問其名、不答。且雖問所從之諸神、皆白不知。爾多邇具久白言、（自多下四字以音）此者久延毘古必知之。卽召久延毘古問時、答白、此者神產巢日神之御子、少名毘古那神。（自毘下三字以音）故爾白上於神產巢日御祖命、者答告此者實我子也。於子之中、自我手俣久岐斯子

也。〔久下三字以レ音〕故與二汝葦原色許男命一、爲二兄弟一而、作二堅其國一。故自レ爾、大穴牟遲與二少名毘古那一二柱神、相並、作二堅此國一。然後者。其少名毘古那神者。度二于常世國一也。故顯二白其少名毘古那神一、所謂久延毘古者、於レ今者山田之曾富騰者也。此神者、足雖二不行一、盡知二天下之事一神也。於是大國主神愁而、告下吾獨何能得二作此國一。孰神與吾能相二作此國一上耶。是時有二光レ海、依來之神一。其神言、能治二我前一者、吾能共與相作成。若不レ然者、國難レ成。爾大國主神曰、然者、治奉之狀奈何。答二言吾者伊二都岐(イツキマツレ)奉于倭之青垣東山上一。此者坐二御諸山上一神也。（神代記）

數限りなくある類型のほんの一例として、右の三種の文獻を引いて、我々の國の文學の歷史の話の出發點を作つて見ようと思ふ。我々の住む國土に對して、他界が考へられ、其處の生活樣式が、すべて、此土の事情と正反對の形なるものと考へてゐた。其最著しいのは、我々の祖先が、起原をつくつたと考へてゐる文學そのものが、その祖先自身の時代には、それが悉く空想の彼岸の所產であると、考へられてゐたことであつた。この彼此兩岸國土の消息を通じることを役とする者が考へられ、其齎す詞章が、後々、文學となるべき初めのことばなのであつた。週期的に、この國を訪づれることによつて、この世の春を廻らし、更に天地の元(ハジメ)に還す異人、又は其來ること珍(マレ)なるが故に、まれびとと言はれたものである。異人の齎す詞章が宣せられると共に、その詞章の威力――それに含まれてゐる發言者の靈力の信仰が變形したところの――に依つて、かうした威力を持つものと信じられた爲に、長く保持せられ、次第に分化して、結局文學意識を生じるに至つたのだ。

扨、その異人の住むとせられた彼岸の國は、我々の民族の古語では、すべてとこよ――常世又は常夜――と稱せられてゐた。その常世なる他界は、完全に此土の生活を了へた人々の魂が集中――所謂つまる――して生きてゐる、と信じられてゐた。さうして、此常世と幾分違つた方向に岐れて行つたと思はれる夜見の國に、黃泉大神(ヨモツオホカミ)を考へた如く、

さうした魂のうちに、最威力あるものをも考へてゐた樣である。而も、對照的に思惟し、發想する癖からして、二つの對立したものと考へ、それが祖先である爲に、考妣一對の靈と思はれる樣にもなつた。更に、彼土にある幾多の魂が、その威靈の指導に從つて、此國へ群行し來たるものとも考へてゐた。だから、異人は他界の威靈であると考へたものが、唯生活方法が違ふ外に、我々と共通の精神を持つた神聖な生き物としての、ひとゝも考へられた。又ある地方、或は或時代には、多く神と信じられ、常世神とも稱せられる樣になつた。この樣に、異人に對する考へは、極めて自由で、邑落に依つて一致しない部分の多かつたことが思はれる。だが、さうした整頓せられない種々な形を恣に考へることは、却つて正確な知識を捉へることの出來ないことだから、姑く、記・紀・風土記の援用文に見えた代表的な姿に括めて說かねばならぬ。

この三種の樣式のまれびとの信仰は、多くの古典のみか、後代久しく、中には今に至るまで、民間傳承に其姿をとゞめてゐる。古事記の例を見ると、靈物と威靈と二通りの形に、一つの影向を傳へわけた跡を見せてゐる。前段後段に、原因關係を示す形をとつてゐるが、實は一つ事の語り分けに過ぎない。而も日本紀では、これを單なる海原を照し來る光り物、卽、外來魂として取り扱つてゐる。此點に於いては、極めて都合よく、まれびと觀念の種々な過程を說明したものと言へる。第二の日本紀の例で見ると、異人の旅は、如何なる邑落をも、障碍なしに通過することの出來た事を示してゐる。更に、男性の祖靈の形が椎根津彥であり、弟猾は祖靈の女性なるもの――兄猾との對照から男性と見て來てゐるのは誤りで、當然この傳への出來る訣があるのだ――として、一對のまれびとの形を見せてゐる。そして、考妣二體の神が兇詛にあづかる點をも具へてゐる。播磨風土記を見ると、この例は極めて多いが、其中の一つを引いたので、最適切に、彼岸の國土から農村行事の時を定めて、一體の主神及び其に伴ふ群行神のあつたことを、

更に傳說化してゐるのだ。而も、春の訪れから分化した、苗代時の來臨を示してゐる處に注意せねばならぬ。
かうした常世・まれびと及び此土の生活の關聯した例は、數へきれない程だが、その合理化を經た結果、多くは、最重大なまれびとの職分に關する條件を言ひ落してゐるものが多い。異人の齎した詞章が、この民族の文學的發足點をつくつたことを、此から述べようと思ふ。卽、常世ものゝ隨一たる咒詞唱文に就いての物語である。

第一に明かにして置かなければならないのは、異人は、果して異人であるか、と云ふ事である。言ふまでもなく、さうした信仰を持つ邑落生活の間に傳統せられた一種の儀禮執行者に過ぎない。この行動傳承を失つたものが、歷史化して行く一方、行動ばかりを傳へたものは、演劇・相撲・射禮(ジャライ)などを分出して行つた。その行動傳承に關與するものは、卽、此土の人間で或期間の神祕生活を積んだ人々であつた。卽、主神となる者は、邑落の主長であることもあり、又宗教上の宿老であつた事もある。更に其常世神に伴はれる多くの群行神は、此聖役を勤めることに依つて、成年戒を經る訣であつた。さうして、其行事の中心は、咒詞を傳承し記憶を新にさせることにあつた。而も其詞章は、天地の元(ハジメ)、國の元から傳はつてゐる、と信ぜられた一方、次第に無意識の變化改竄を加へて、幾多の形を分化した。又季節毎に異人の來訪を欲する心が、週期を頻繁にした。その都度、扮装(ヤツ)した神及び伴神が現れて、土地の精靈に降服起請を强ひるのが詞の內容であつた。此が卽ことゞひで、後世の所謂いひかけ・唱和及び行動傳承としての歌垣のはじめに當る。このことゞひに應へない形式からしゞまの遊び―後の癋見(ベシミ)藝―が起つて來、更に、口を開いて應へる形―もどき藝―が出來て來る。この兩樣の咒詞が、一つは所謂祝詞と稱せられるものゝ原型であり、應へる側のものが壽詞(ヨゴト)と稱する、種族・邑落の威靈の征服者に奉ると云つた意味の壽詞―賀詞―となつて行つたのである。

この咒詞が、常世の國から將來せられ、此土のものとなつたと考へ變へられて行く樣になつた。が、その威力の源

は、常世にあるといふ記憶を失はなかつた證據はある。のろふ（咒）が、もと宣言であり、同時に精靈に對する咒詛であつたのが、咒詛の一面に偏して行つたのと同じ動きを見せてゐる語に、とこふ（詛）なる語がある。その語根とこは、斟くともとこよの語根と共通するものであり、又さう考へられてゐたことも事實だ。つまり、宣言・咒詛兩方面に、常世の威靈が活動したことを示すのだ。更に、祝詞を創始した神として傳はる思兼神は、枕詞系統の讃美詞（ヒメコトバ）を添へた形で、八意（ヤゴヽロ）思兼神、又常世思兼神と稱へられてゐた。八意は咒詞の數の限定せられてゐた時代に、一つのものを以て幾つかに融通した爲、一詞章であつて數種の義を持ち具へてゐる事を欲した爲の名である。さうした事の行はれるのは、一に常世の威靈によるものとせられた。で、この神の冠詞として、常世なる語をつけたのである。かういふ宣詞とも名づくべきものゝ古い形が、今日では痕跡も殘存してゐない。非常な分化を遂げた後のもので、而も其用途さへ著しく變化した祝詞から演繹して來る外に、方法はない。だが其も、宣詞及び咒詞の幾種類かを比較して見ることによつて、或點までは確めることが出來るのである。

二　宮廷及び邑落の生活

（一）明神御宇日本天皇詔旨（アキツミカミトアメノシタシロスヤマトノスメラガオホミコトラマト）、（謂下以二大事一宣中於蕃國使上之辭也。）云々咸聞。
明神御宇天皇詔旨（トスガラマト）（謂下以二次事一宣中於蕃國使上之辭也。）云々咸聞。
明神御（宇）大八洲天皇詔旨（トオホヤシマクニガラマト）、（謂用於朝廷大事之辭。即立二皇后一皇太子一、及元日受二朝賀一之類也。）云々咸聞。（以上、公式令、詔書式）
（二）八月甲子朔、受レ禪卽レ位。庚辰詔曰、現御神止大八島國所知天皇大命（オホヤシマグニシロススメラガオホミコト）止良麻詔大命（ノルオホミコトヲ）乎……（續紀、文武元年）

（三）二月甲午朔戊申天皇幸宮東門使蘇我右大臣詔曰明神御宇日本倭根子天皇詔……（大化二年紀）
詔曰、明神大八洲所知倭根子天皇大命止良麻宣大命乎……（寶字元年七月紀）

（四）大日本根子彦國牽天皇、大日本根子彦太瓊天皇太子也。天皇以二大日本根子彦太瓊天皇三十六年春正月一立爲二皇太子一……
七十六年春二月、大日本根子彦太瓊天皇崩。（孝元紀）
日本根子天津禦國成姬天皇、少名阿閇皇女……（元明紀）
日本根子高瑞淨足姬天皇、日竝知皇子尊之皇女也。（元正紀）

宮廷に於ける咒詞も此徑路を踏んで發達してゐるので、令義解の解説——細字の部分——は、必しも古い形を説明してはゐない。正確に言へば、此詔詞が最適切に用ゐられる場合は、卽位式竝びに元旦朝賀の時である。御代の初めの宣言を行はせられた卽位式は、古くは大嘗祭と一つ儀禮である。一方、元旦は言ふまでもなく年の初めだ。卽、御一代一度の行事が、一年一度の行事と一つだ、と考へられた事を示してゐる。而も、外蕃に對しての關心を持たない時代の詔詞は、大倭根子天皇なる御資格を以て、大儀禮を宣せられたのだ。其で「大倭根子……天皇」と謂つた御諡を持たれた御方々がおありになる訣だ。詔詞の始めに据ゑた御資格が、御生涯を掩ふ御稱號となつたのである。

古代日本の生活は、必しもその一番大きな生活様式であるところの、宮廷の様式だけを論じてすますわけにはゆかぬ。各邑落に小さいながらも、同じ様式の生活があつたと見る事が出來る。斷つて置かねばならないのは、言ふまでもなく邑落・種族によつては、全く違つた生活様式もあるのだけれども、だん／＼上の生活を模倣して來る。此が、われ／＼民族の古代生活に於ける、一つの生活原理なのだ。だから、宮廷の生活は、或點まで總ての貴族・邑落の君主と同様だと言ふことが出來る。其立ち場に立つて言うてゆけば、話が非常に簡單に進んでゆく。宮廷生活に依つて、

民間の生活が見られると共に、邑落の生活から、逆に、宮廷の生活の古風を考へることが出來る。

邑落の生活、或は後々の貴族の生活で見ると、異人になつて來る者は、多く其家の主人であつた。其を接待する役は、其人に最血族關係深く、咒力を持つ女性が主として勤めてゐた。處が、日本の神道に於いては、女性の奉仕者を原則とするものゝ上に、更に、家長を加へたものが段々ある。其で宮廷に於いては、尠なくとも天子は、大祭の際にはまれびとであり、あるじであると云ふ矛盾した而も重大な立ち場に立たれる。此が宮廷に於ける主上が、祝詞を發せられる根本の理由だ。だから、祭事に參與する宮廷の高級巫女は、主上の御代役をしてゐる方面もある。

其宮廷の祭に於いても、主上が人々の上に臨んで宣布せられる詞章は、元(ハジメ)の代に、一度來臨した尊いまれびとの發言せられた、と信じられて來たものなのである。其が、世が進み、社會事情が複雑になるにつれて、大同小異の幾種類かの咒詞を分化して來る。併しながら、其一番初めのものに近い形と考へられてゐるのは、詔書式に見えた朝拜の詔詞よりない。而も恐らく、此が主上のみ躬づから發せられる詞章として、斷篇化して殘つたものと思はれる。其他の詞は、宮廷神人で、主上の御代役をした神主が、代宣することになつて行つた。延喜式の祝詞――此が現在殘つてゐる最古い祝詞の一群を含んでゐる、といふ點に誤りはないが、其全體竝びに、固定した一部分すらも、われ／＼にはそんなに古いものだとは思へない。唯、其中には、古い種も存してゐると言へるだけだ。其が、われ／＼にとつて、古い咒詞を考へる唯一の手がゝりである――によると、中臣祝詞(ノリト)と、齋部(イムベ)祝詞の二種類の區分を考へてゐたのは明らかだが、其性質から見ると、平安朝に近づくに從つて、中臣の掌る祝詞は、天子の代宣なる形を見せて來、齋部の祝詞は、天子に奏上する精靈の側の詞章から、だん／＼變化して來た跡が見える。而も、例外はあるが、主として傳來の古いといふ條件を示す「天つ祝詞」と言ふ語は、齋部祝詞に屬するものに見えてゐる。さすれば、祝詞に關する信

仰・知識は、延喜式のものは、非常に變化した形だと云はねばならぬ。だから、われ〳〵が祝詞を研究するには、現存の材料を考察するだけでは、結局無駄な努力になつてしまふのだ。

三　中語者の職分

時天照大神誨ニ倭姫命一曰、是、神風伊勢國則、常世(トコヨ)之浪(ナミ)ノ重浪歸國(シキナミヨスルクニ)也。傍國可怜國(カタクニノウマシクニ)也。欲レ居ニ是國一。故隨ニ大神教一其祠立ニ於伊勢國一。因興ニ齋宮于五十鈴川上一。是謂ニ磯宮一。則天照大神始自レ天降之處也。（垂仁紀）

神と人間との間に立つて物を言ふ、後世の所謂中語に當る職分をしてゐた人たちには、尠くとも二通りの形のあつたことが考へられる。宮廷の尊貴な女性では、中天皇(ナカツスメラミコト)と申してゐる。卽、神と神の御子なる主上との間に立つて、語をば持つ御方とするのだ。其から神なる人、主上と人間との間に立つて、同じ爲事をするのが、所謂中つ臣、卽、中臣である。而も、此中臣も意味廣く、一氏族だけの職でなかつたのが、後に藤原氏を分出した中臣一族だけを考へる樣になつたらしい。中臣の爲事が、昔からそれほど高い地位を占めてゐたか、齋部とは比較にならぬ程重いものだつたかと云ふに、必しもさうは言へないのである。尤、後世の齋部氏の反撥的な主張は、古語拾遺其自身で見ても、歷史に對して無理會な、意味のない運動であつたが、古く溯れば、中臣氏の職分とさう判然たる區別があつたとも思はれない。

神と主上との間に、中介者のあつたことは述べて來た。と同時に、主上が神と人間との間に立つて、中語の御役目

をなされた事も考へられる。其は、みこともちと云ふ語によつて知れる。一體みこともちは、古い文獻には、既に地方官の高等な者、京官の下級の者などを示すことになつて、宰・大夫の字面を用ゐてゐるのが普通だ。が、其はみこともちの用語例が、低い方に固定した爲で、元は上から下まで次第々々に中語の役目を勤めることが、官吏の職であつた爲、總べてをみこともちと稱した。其一番適切な證據を示すものは、日本紀だ。尊・命と二樣に書き分けてゐるが、みことと云ふ語は、みこともちの慣用から來た略語である。各階級に亙つて言うたからの區別である。だから、みことなる語は、神から天子及び其以下の貴族にまで附くことになつてゐるのだ。即、其最明らかなのは、皇子の場合に窺はれる。天子の御代役を勤められる、謂はゞ攝政の位置に居られる方には、特別に皇子ノ尊と稱へてゐた。此は、他のみことと、稍、語の內容が違ひ、皇子にして天つ神のみこともちと云ふことである。

日の皇子の爲の皇子尊よりも、更に高く位せられるのが、すめらみことでおありなされる。すめらみことが此世に降臨せられると云ふことは、天神の仰せを此土の精靈たちに傳へ、其效果を擧げることを期せられるのだ。だから、正確に信仰上の事實として云へば、春天降られた日の御子が、初春のみことをみこともつて、扨、秋に至つて、みこともつた事の結果の覆奏をなされる。其目的が次第に固定して來て、田のなり物の爲にせられると云つた形になる。此覆奏が、即、まつると云ふ語の最古の意義である。みことに叶つた結果を御示しする事だ。唯、此まつりは、天神と關係を持つてゐる行事で、極めて古い傳來を尊重した結果、其行動と傳承の言語とを別に考へる樣になつた。普通獻上物とするからの祭りとは別な內容を持つと考へ、區別する爲に政と稱してゐる。覆奏詞をまをす儀だから、まつりごとと言ひ慣したわけだ。すべて、古い信仰上の語で言へば、食國政の一つに歸する。だから、われ／＼の國では、まつり・まつりごとと云ふ語は、根本に於いて經濟的な意識を離れてはない。

日の御子が代り替りに此土に下られるのも、實は、食國政を行はれる爲に過ぎないのであつた。尙、日の御子の御職分としては、色々の聖なる行事のあつたことは考へられるが、其すべてをこめて、食國政と云ふ立場から解決してゐたのは、事實だ。此政をせられるのだから、主上、卽、天つ神のみこともちでいらつしやる。主上御自身が宣布せられる食國政に關する詞章は、恐らく極めて數の少いものだつたのが、次第に數を增し、段々對象が精靈・魂から人間に移つて行つた爲に、主上の使はれる傳宣者には、宮廷に仕へてゐる神人を用ゐられる樣になつた。卽、みこともちの遞下する原因が、こゝに出來たわけだ。其で、後世に於いても尙さうであつた樣に、尠くとも、其詞を發してゐる間は、最初の發言者と同格の、尊い傳達者と同じ資格を持つてゐる事になるのだ。だから、詞章によつて、其人の社會的の地位も高まつたのだ。中臣の神主も、主上の傳宣を常にした爲に、次第に其位置を高めて來た訣だ。宮廷における神主は、主上御躬らでなくてはならないのに、これを神主と稱する樣になつた。齋部の場合も、大體おなじ過程が考へられる。其外、中臣・齋部以外にも、天つ神竝びに天子のみことを持つ家々のあつた事は考へられる。卽、其家の傳來の職業に關する呪詞で、天子から仰せられなければならぬものを、其團長或は族長から言ふ樣になるのだ。其が同時に、それらの所謂伴造が、澤山の部民を率ゐる原因になるのだ。其も亦かうした古代から家々に傳承せられた詞によつて生ずるところの力であつたのだ。其一番新しい變化したものを考へて見れば、奈良朝に近づくと、元來呪詞を用ゐる所を、其呪詞の中の要部たる歌を以て代へる風が盛んになつて來た。

かう言ふ古代生活の組織を最後まで持ちこたへてゐたのは、もの丶ふの階級である。而も、われ〳〵に考へられる、さうした樣式の最後の生活者たる大伴家持の作つた物には、宮廷の御趣意を族人或は部下に傳へる積りで作つた長歌がある。その一例は次章に擧げる。繰り返して言ふと、天子がみこともちでいらせられる事の外に、宮廷の職員とし

て、中臣・齋部が後世まで其俤を殘したことは、既に述べたが、その外に更に、部曲々々に就いて、さうした意味のみこともちたる宰領を奉じてゐたと言ふことが出來る。顯に見えてゐる事實を擧げると、安曇ノ連の祖大濱ノ宿禰が、諸地方の海部(アマ)の訕哤(さはめき?)を平げた本緣によつて、海部を管理する家筋となつた。其で、海部の宰と稱へたといふ。

かうして、第一次の發言者を主上とするみこともちの用語例が、樣々に岐れて來る。つまり、其傳來のみことに依つて、其家の社會的地位は動かないのだ。處が、此呪詞が世を逐うて次第に變化し、獨立すると同時に、みこともちの呪詞としての意義は忘れて、其家獨自に發生したものだ、と考へる樣になる。其が更に、敍事詩化して、其種族の歷史・職業團體の歷史と云ふ風になつて來る。其一例として次の章を書いて見度い。

四　ものゝふの呪術

夏四月甲午朔。天皇幸ニ東大寺一。御ニ盧舍那佛像前殿一、北面對レ像。皇后太子並侍焉。群臣百寮及士庶分レ頭行ニ列殿後一。勅遣ニ左大臣橘宿禰諸兄ニ白レ佛。三寶(サンボウ)乃奴止仕奉流天皇羅我命(ミコトラマト)盧舍那像能大前仁奏賜止部奏久。此大倭國者天地開闢以來(ノハジメヨリ)爾黃金波人國用理獻言波有毛登斯地者無物止念部流仁聞看食國中能東方陸奥國守從五位上百濟王敬福伊部內少田郡仁黃金出在奏弖獻。此遠聞食驚伎悅備貴備念久波盧舍那佛乃慈賜比福(サキ)波閇賜物爾有止念閇受賜里恐理戴持、百官乃人等率天禮拜仕奉事遠挂畏(カケマクモ)三寶乃大前爾恐美恐美毛奏賜止波久奏。」從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣。現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命(ミコト)親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣。高天原爾天降坐之天皇御世乎始天中今爾至麻弖爾天皇御世天日嗣高御座爾坐弖治賜比惠賜來流食國天下乃業止奈母神奈我良母所念行久止

宣大命衆聞食宣。加久治賜比惠賜來流天日嗣乃業止、今皇朕御世爾當弖坐者、天地乃心遠勞彌重彌辱美恐美坐爾聞食食國乃東方陸奧國乃小田爾金出在止奏弖進禮利……中略……又大伴佐伯宿禰波常母云如久天皇朝守仕奉事顧奈伎人等爾阿禮波汝多知乃祖止母乃云來久海行波美豆久屍。山行波草牟須屍。王乃幣爾去曾死米。能杼爾波不死止云來流人等止奈母聞召須。是以遠天皇御世始弖、今朕御世爾當弖母、內兵止心中古止波奈母遣須。故是以子波祖乃心成伊自子爾波可在此心不失自弖明淨心以弖仕奉止自弖奈母男女幷弖一二治賜夫……

……下略……（續日本紀、聖武紀）

賀二陸奧國出レ金詔書一哥一首幷短歌

葦原能美豆保國乎　安麻久太利之良志賣之家流　須賣呂伎能神乃美許等能、御代可佐禰、天乃日嗣等之良志久流　伎美能御代
御代之伎麻世流四方國爾波、山河乎比呂美　安都美等、多弖麻豆流御調寶波、可蘇倍衣受、都久之毛可禰都。之加禮騰母、吾
大王能毛呂比登乎伊射奈比多麻比、善事乎波自米多麻比弖、久我禰可毛　多能之氣久安良牟登　於母保之弖、之多奈夜麻須爾、
鷄鳴　東國能美知能久乃小田在山爾、金有等麻宇之多麻敝禮、御心乎安吉良米多麻比、天地乃神安比宇豆奈比、皇御祖乃御靈
多須氣弖、遠代爾可可里之許登乎。朕御代爾安良波之弖安禮婆、御食國波左可延牟物能等、可牟奈我良於毛保之賣之弖、毛能
乃布能八十伴雄乎、麻都呂倍乃牟氣乃麻爾麻爾、老人毛女童兒毛、之我願心太良比爾、撫賜治賜婆、許己乎之母安夜爾多數刀
美、宇禮之家久伊余與於母比弖、大伴能遠都神祖乃其名乎婆、大來目主登於比母知弖、都加倍之官。海行者美都久屍。山行者
草牟須屍。大皇乃敝爾許曾死米。可弊里見波勢自等許等太弖、大夫乃伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流
於夜能子等毛曾。大伴等佐伯氏者、人祖乃立流辭立　人子者祖名不絕、大君爾麻都呂布物能等　伊比都雅流許等能都可佐曾。
梓弓手爾等里母知弖、劒大刀許之爾等里波伎、安佐麻毛利　由布能麻毛利爾大王能三門乃麻毛利　和禮乎於吉弖且比等波安良
自等、伊夜多弖於毛比之麻左流。大皇乃御言能左吉乃聞者貴美

（反　歌）大夫能、許己呂於毛保由。於保伎美能美許登能佐吉乎聞者多布刀美

大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波、之流久之米多底。比等能之流倍久須賣呂伎能御代佐可延牟等　阿頭麻奈流　美知能久夜麻爾、金花佐久
天平感寶元年五月十二日。於越中國守館大伴宿禰家持作之。（萬葉集、卷十八）

朝者開門、夕者閉門氐、參入罷出人名乎問所知志、咎過在乎波……（御門祭。祝詞式）

もの丶ふの用語例には、大和宮廷の溯れる限り古い時代から、近代までの所謂武家なるものを、完全に含んでゐると考へられてゐる。處が、もの丶ふなる語がある時代に飛躍して、內容が變化をして了つてゐる事に、注意しないで居るのである。卽、平安朝中期以後階級的に認められて來たもの丶ふは、實は語自身旣に擬古的で、內容は變化して了つてゐる。其で、其以後の武家に關した知識を以てしては、最近い平安の宮廷武官の生活に對してすら、理會の出來ないところが多い。

虛心平氣な、文獻による硏究は、平安朝の生活に思ひがけない古代が保存せられ、印象せられてゐる事に心付く筈である。家常茶飯として、特に傳へる必要を感じなかつた古代生活が、奈良朝以前の記錄に漏れて來た理由は、考へ難くない。唯、其が、たま／＼平安朝に引繼がれて、固定して存してゐた部分の、特殊な取り扱ひを受けねばならぬ程、變つた樣式と考へ出されるのだ。其が却つて、近代からは、其時代に始まつた爲に、文獻に見え出したと考へられてゐる樣だ。だが、さうした考へこそ、すべての歷史觀に立つ學問から、取り除けられねばならぬものだ。こ丶には其一つとして、もの丶ふ竝びにかんだちめについて說かうと思ふ。

もの丶ふは宮廷竝びに公式の祭時に當つて、音樂・舞踊、卽、古代の語で云へば、神遊びに屬するものに深い關係を

持つてゐる。原則として、宮廷武官・六衞府の官人其他が關係する訣である。而も、それらの中の指導者と言ふべきものを、ものゝふしと稱へてゐる。同時に此語が、曲節など云ふ意義をもつてゐなかつた事は明らかだ。必、ものゝふを根幹としてゐる語だと云ふ見當に、誤りがあるまい。王朝中期以後次第に京都に勢力を得た武士は、もと大番として、或は貴族の隨身として、召されたものなのである。この樣に宮廷や公家（クゲ）の附屬であつたものが、武官の所屬として、其主人が隨勢を得るに從つて、位置を高めて來たわけだ。其主君と言ふべきものは、王氏で、古代以來のものゝふの形式を襲いだのが多かつた。此等の古代のものゝふの職分には、深く呪術に亙る所があつた。譬へば、ものゝべは汎稱で、其中最有力なものゝべが、固有名詞化する程認められて、所謂物部連（モノノベノムラジ）を形づくつた訣だ。從つて、其他にも、骨（カバネ）を異にする物部が非常に多かつた。其爲に自然の差別が行はれて、物部氏に對して、ものゝふと云ふ音韵の分化した語が行はれる樣になつたのだ。ものゝふの義を含んだ物部には、時代々々の隆替があつて、その第一等に位する物部は、必しも同一氏を意味してゐなかつた。最古い物部は、所謂久米氏を指してゐた樣だ。其が文獻時代に榮えて來た所謂物部氏の專有に歸して後、更に數次の變化を重ねて、大伴氏が、物部の最上の樣な形をとる事になつたのだ。

宮廷に於けるものゝふには、尙、後世王氏の配下となつた武家の源流と見るべきものがある。必しもものゝふの家家に附屬するものでなく、個々別々に發生したものと見る事が出來る。卽、神話を基礎とする傳統から離れた、別樣のものゝふである。所謂舍人（トネリ）が此だ。國家の舊傳から見ても、すべてのものゝふは、實は高天原以來の聖職ではなく、神及び神なる人が、此土に於いて征服なされた部族の、呪術及び其威力の根元たる威靈を以て、奉仕せしめられた事から始まつてゐるのは、事實だ。歷史から見れば、物部氏の祖神を饒速日（ニギハヤヒ）ノ命だと說いて、もと天つ神の御子だと說明

してゐるが、物部氏の被征服者である事は事實だ。更に久米氏の祖先にしても、亦此と混亂重複して說かれてゐる大伴氏の祖先にしても、古代に於ける合理化の部分を取り除けば、歸服した部族だ、と言ふ事が出來る。さういふ從屬を誓つて、宮廷を護衞し、主上の健康を保持しようとする呪術をもつてゐるものがもの丶べなのである。

もの丶べのものが、靈魂であることには疑問はない。更にわれ／＼が云はうとする物語―敍事詩―なる語が、やはり靈魂の感染であるらしい。祝詞や宣命に現れる物知(モノシリ)なる語も、精靈の意志を判斷する人と云ふ事である。其ものの利用のうち、强い靈魂を所持する部族が其威力を持つて、來り襲ふ他の種族の守護靈を驅逐する職が、もの丶べと言ふ事になるのだ。さうしたものの信仰が最大切に考へられて、專、其に關した聖職を物部が奉仕する、と考へられる樣になつたと見ねばならぬ。

もの丶べの文學に關與してゐる側から云ふと、物部氏の複姓なる石ノ上(カミ)に附屬した呪術は、古代に於ける各種の鎭魂法のうち、最重く見られる筈の長い傳統と、名高い本緣とを持つてゐたのだ。さうして、其鎭魂に伴ふ歌が、敍事詩に對する呪詞と同じ意味の新しい形であつた。世に傳るところの鎭魂歌は、大體に於いて、石ノ上系統のものと見てよからうが、尙若干の疑問がある。古い鎭魂歌の替へ歌とも稱すべきものが處々に散見してゐる。

虎にのり　古家(フル)を越えて、青淵に鮫龍(ミヅチ)とり來む　劍大刀もが「境部王詠數首物歌」（萬葉）

かうした一種の創作も、平安朝まで殘つて鎭魂歌――卽、神樂歌の替へ歌――として用ゐられた、

石ノ上ふるやをとこの大刀もがな。くみのを垂(シ)で丶、宮路(ミヤヂ)通はむ（拾遺）

の歌を參照すると、時代は前後してゐるに拘らず、一方には遙かに古い形が殘り、他方には其非常に變化した姿を出すと云つた、民間傳承の特異性を示してゐる。其と共に、萬葉の歌が拾遺の歌によつて、稍原意を辿る事が出來さう

だ。

是に二嬪恒に歎きて曰く、悲しきかも、吾が兄の王、いづくに行きけむと。天皇、其歎きを聞きて、問ひて曰く、汝、何ぞ歎けると。對へて曰く、妾が兄・鷲住王、爲人、强力輕捷なり。是によりて、獨り八尋屋を馳せ越えて遊行し、既に多日を經て面言することを得ず。故に歎くのみ……（履仲紀）

同時に、ふるの咒術から導かれたふるやなる語が、更に一方には、八尋屋といふ風に誇張せられてゐた事が察せられる。前に擧げた三つの例は、密接に續いてゐるのでないが、此等によつて見ても、鎭魂の歌や其章曲が、いろ／＼に岐れて行く筋道は考へられる。而も物部の表面に現はれた一番大切な爲事は、宮門を守ることであつた。其が推し擴げられて宮垣・宮苑を守ることになる。其に對して、新しく宮中に入つた舍人系統のものゝふは、――其組織から見れば、さう言へないだらうが――宮殿の上に侍した、と言ふ差別があるのだ。此が平安の宮廷其他の御所に、種々な名目の武官が居ることになつた理由だ。大體に於いて、此二種類のものが、衞府の人々になるのである。

舍人のことは姑くおいて、ものゝふの最後に深い印象を留めた大伴氏は、其名稱自身が、宮門を意味してゐた。從つて其守護の紀念として殘つたものが、平安京の應天門である。此が、普通正門と考へられてゐる朱雀門と同じ意義の重複したものだ。

ゆぎかくる伴緒ひろき　おほともに、國榮えむと、月は照るらし（詠月。萬葉集）

所謂大伴門（朱雀門）に月のさしてゐる有樣を、讃美詞に移したものであると共に、大伴氏自身に關係の深い歌だと言ふことは明らかである。

萬葉集卷五にある憶良の「令ㇾ反ㇾ惑情ㇾ歌」（神龜五年作か）の如きも、聖武天皇の詔詞を飜譯したものなることは

明らかだ。其と同じ系統で、更にそのなり立ちを明らかにしてゐるものは、大伴家持の「賀陸奥國出金詔書歌」である。即、同年の宣命と割り符を合せる様になつてゐる。恐らく此時代には、詔詞が發せられると、族長・國宰の人人は、かうした形式で、己が部下に傳達したものと思はれる。其と同時に、その氏・國の特殊な歴史と結びつけて表す風があつたのである。かう云ふ考へ方から、萬葉の長歌を見てゆくと、其本來の意味のはつきりして來る物が、もつとあるかと思ふ。古いところで云つても、藤原奠都の時の役民歌・御井歌などは、咒詞の飜譯と言ふことの出來るものである。或は既に、咒詞なくして、長歌ばかりがその用に製作されてゐたかも知れない。殊に「藤原ノ御井ノ歌」に至つては、宮地讚美の歌ではあるが、根本に於いて東西南北の門讚美の形をとつてゐる點に、注意を要する。

ものゝふの普通の用語例には入つて來ない部族に於いても、場合によつて、ものゝふの職に當ることがあつたらしい。猿女氏の男が宮廷の守衞に當つたりする場合がそれである。

所謂齋部祝詞の中、御門祭の祝詞の如きは、かなり後世風な發想法を交じへてゐるが、此から推して窺へるのは、必、古く、物部によつて同じ系統の咒詞が用ゐられてゐた事だ。この稍古式を殘してゐる詞に於いてすら、「相ひ口會たまふことなく……」とあるのを見れば、相手の口誦する咒詞にうち負け、うち勝つことを問題にしてゐた事が訣る。後々までも、「物諍ひ」なる語が、さうした言語詞章の上に輸贏を爭うたあとを示してゐる。宮門に於いて人を改める時に、かうした咒詞のかけあひのあつたことが思はれる。又、神武天皇・饒速日ノ命の神寶比べの物語は、共に先行してゐる咒詞の存在を思はせる。單に天神から雙方に授與せられた弓矢の符合したと云ふだけではなく、宮廷を守る靈音を寓す弓矢の大きさ・質の同じものであつたことを主題とした、敍事的な咒詞があつたのだらう。だから、ものゝふの中心勢力が變り、弓矢の用材が變つても、依然として同じ部族・同じ兵器の名を傳へる習慣が出來て來たのだ。

卽、饒速日命の物語は、物部の宮廷を守る聖職の本緣を說いたもの、卽、其靈力を說き示すものなのである。だから、妻えらびの場合にも、もの丶ふが其主君の爲に、中介の詞を發した樣だ。此名告りの物靜ひに言ひ勝つ事が、其主の妻を定めることになる。一方物靜ひは、戰爭をも意味してゐる。單なる口靜ひ以外に、相手の女性——各邑落の高級巫女の奉仕する威靈との爭鬪を行ふ訣だ。其爲に譬へば、播磨風土記に殊に多い男神・女神の結婚に關する傳說が殘つた訣だ。求婚に隨伴する名告りの式が、戰爭開始の必須條件として後世まで殘つた。此威靈同士の名告りに勝つか負けるかゞ、戰爭全體の運命に關はるものと信じてゐたのだ。物部の爲事を遂行するには、條件として呪詞が必要であつた。だから、當然八十氏と汎稱せられた物部たちは、呪詞竝びに其分化した敍事詩を傳承することが、各氏の威力を保持する所以でもあつたのだ。

扨、一方舍人に就いて言へば、此は臨時奉仕の意味をもつた召人である。原則的には、任期滿了後其本貫に歸り、或は宮廷の指令によつて、他鄕に赴くこともあつた。さうして、大舍人部なる部曲を各地に殘した。概して云へば、大舍人部は日祀部或は日置部と相關聯して居り、曆日・天候・祈年の事を司ると共に、其に絡んだ呪詞を宣布した迹が見える。すさのをの命の天つ罪を中心としての神話は、殊に、此等の部曲人の稱へた天つ祝詞の、敍事詩化したものだ、と見られる。舍人の意義は平安朝に至つて變化はして來てゐるが、其でも舍人特有の文學が附隨してゐたことは明らかだ。卽、風俗歌を奉る形式となつて殘つたのから見ると、其本貫に於ける呪詞・敍事詩の類を宮廷の儀禮に稱へて、主上を祝福した事が窺はれる。平安宮廷の歌合せの原となり、而も形式化して殘つた歌會始の式を見ても、舍人と共に、女の召人なる采女が中心となつてゐた事が思はれる。

采女に就いては、巫女の生活の條にも詳しく述べることは出來まいから、簡單に要點を云ふ。職分及び其由來不明

な采部（ウネメベ）と稱するものも、亦解任後の采女を中心とした團體で、同時に宮廷から傳へた咒詞、敍事詩によつて、其咒力を以て地方の邑落を化導して行つたものだ。譬へば、雄略紀の三重ノ采女・萬葉集の安積山ノ采女の物語の如きは、怒り易き威力あるまれびとを慰撫する意味の言語傳承を持つてゐたと思はれる。

五 侏儒の藝能

おほみやのちひさことねり。玉ならば、晝は手にすゑ、夜は纒きねむ（神樂歌譜）

舍人に對して、やはり早くから侏儒が召されてゐる。必しも世界宮廷共通の弄臣としての意味許りでなく、尚幾分の特殊性が見られる樣だ。其が後に先進國の宮廷の風に合理化したに過ぎないのだらう。所謂小舍人、或は小舍人童と稱せられる者の古い形がそれだ。普通侏儒をひきひと或はひきうどと云ふ樣だが、此は宮廷に仕へた場合の稱號なのだ。小舍人に當るものが、高低二種類に岐れて、其貴族の子弟の殊に、臨時に召されることを童殿上と云つた。小さ子の侏儒であることを早く忘れて、傳承の形の變化したのが、小子部ノ連蜾蠃に關した侏儒の本緣だ。國内の蠶を聚めさゝれたのを聽き誤つて、嬰兒を聚めて、天皇に奉つた爲に、「汝自ら養ふべし」と仰せられたので、宮墻の下に養ふことになつた。それで小子部ノ連の姓を賜つた、と傳へられてゐる。此文の嬰兒が、單なる小兒でなく、侏儒であつた事は蜾蠃に關する他の傳說からも說明が出來る。舍人に對して、小舍人であり、其が小さ兒なることを明らかに示す爲に、小さ子舍人と云つた風があつたらしい。

先の神樂歌は、其以前の生活を印象してゐる他に、別樣の意義に考へられてゐたものだらう。恐らく五節・淵醉の樣な場合の卽興歌として歌はれたものと思はれる。此殿上童或は小舍人の起原は、もと家屋の精靈として考へられてゐたのだ。殿舍を祓へ、祝福する場合に、最重要な位置を占めるものと思はれる。此信仰の古いものは、縮見(シヾミ)ノ細目の家の新室(ニヒムロ)ノ宴(ウタゲ)にまれびと久米部ノ小楯の爲に遊び歌はれた二皇子の傳說の如きものが、其適例を示してゐる。殊に其末に、殊舞をなすとあるのは、侏舞の通用或は誤字である。此につけたたづゝまひなる訓詁を「立ちつ居つの舞」の義に說いてゐるのは誤解であらう。日本紀では、二小皇子の歌舞を複雜に傳へてゐる。此點に於いて、小舍人・侏儒の藝能の樣々な種目のあつたことが考へられる。

侏儒の起原を說くものらしい少彥名ノ命に就いても、其常世の國に對する事と共に說かねばならぬ部分が多い。

六

巫女から女房へ

天皇賜ニ志斐嫗ニ御歌一首

不聽跡雖云、强流志斐能我强語　比者不聽而、朕戀爾家里

志斐嫗奉レ和歌一首

不聽雖謂、話禮話禮常詔許曾、志斐伊波奏。强話登詔　（萬葉集）

實の處、私の古い考へでは、日本文學の源を、專、巫女の託宣に置いてゐた。又、其程、重要な位置を信仰上に占めてゐたのだ。けれども、託宣は遲れて發達してゐるもので、文學の發生時代に置く事は出來ない。巫女の職分であ

つた事の、男覡の爲事となり代つて行つたのもあるだらう。或は、巫女自身が神の妻であるとする信仰から、神と巫女とを混同した多くの例があるから、巫女の仕へる神の業事が巫女の爲事となり、同時に神になる事の出來た男性の業も、これに竝行して來た迹は十分見られる。

日本に於いては、巫女の勢力の盛んであつた時代が古く且つ長い。宮廷・貴族・國主の家々には、階級的に多數の巫女がゐる。國主・貴族の最上級の巫女が、宮廷に召されて、更に其上に、幾段かの巫女を載いて、宮廷の神に仕へる。宮廷に於いては、原則として、王氏の巫女と、他氏の巫女とが對立してゐた。後次第に、他氏の巫女が榮えて、王氏の方は衰へて來る。それは、神なる人の主上に仕へる意味に於いて、人間生活の上にも勢力を得たので、宮廷の神に、專仕へるのが、王氏の巫女の爲事であつた。とりわけ、當今の皇女は、平安朝に至るまでも、結婚の形式を以て嫁することが出來なかつたのは、總て巫女の資格を持つて、生れて來られるものと考へたからだ。かうした高級巫女に入らせられる方々が、伊勢・加茂の齋宮・齋院以外には、著しくはなくなつて來た。宮廷の神に奉仕するものは、多く國々から召された者の爲事となつた。此さへも、時代によつて其階級觀に移動があつた。もと汎稱的に、而も高い意味に用ゐた諸國の大巫女なる釆女が、後には低く考へられた。併し、もと、宮廷には、最高の巫女の外に、家々から奉られた巫女、國々から奉られた巫女が多かつた。其中、神事にたづさはつてゐる者よりも、神なる人に接近してゐる者の方が、位置を高めて來た。卽、此意味において、王氏の女よりも、他氏の女の方が、後宮に高い位置を獲るに到つたのだ。更に低いもので見れば、釆女であつた女官の中から、女房なる神事以外の奉仕者が現れて來、聖職に與る者は、其下に置かれる様になつた。此は、略、平安朝初期に起つた信仰の變化である。

王氏の高級巫女に就いては、種々な傳承はあるが、其中齋宮に關するものは、倭媛ノ皇女が、宮地を覓めて歩かれた

物語が、同時に歴代齋宮の群行の形式を規定してゐる。かうした色々の過去の事實と信ぜられたものか、高級巫女の掟となつた。さうした掟を感得せしめ、聖なる人格を作らせる者があつたのである。其最著しく職業意識を生じたものが、一つの部曲を形づくつた。其存在した處もあり、又其様式を完成せずに了つた處もあるらしいが、所謂語部の實際存在した事は疑はれぬ。巫女と男覡の職分が、交錯してゐる場合が多いのだから、處によれば、男を語部の主體と認めた處もある様だが、概して女性が語部の本職を保ち、戸主でもあつた。此が宮廷式なのである。

呪詞を傳承して暗記させてゐる間に、其主君の皇女・皇子たちに呪詞の含むところの言靈（コトダマ）が作用して、呪詞の儀の力を持つ人とならしめるものと考へた。高級巫女或は、神人を作る爲の傳承の爲事を、下級の巫女がもつ訣である。

巫女・男覡に限らず、目上の人を教育する力は、信仰上ないものと考へ、唯其傳承詞章の威力をうつさうとしたのだ。意識なしにした言語教育であつた。第一には、呪詞に籠る神の魂を受け取り、第二には、敍事詩として、其詞の中に潜んでゐる男性・女性の優れた人の生活が、自分の身にのり移つて來るものと考へ、第三には、自ら知識が其によつて生ずる。かういふ風に、次第に教育的意義を持つて來る訣である。其と共に宮廷に仕へる諸家・諸國出の巫女が、其家・國に傳へた呪法と呪詞・敍事詩を奏する。此が宮廷の文學を發達させる原因になつた。即、諸氏の傳へる所と、宮廷の傳へとがすべて關聯して來る訣だ。采女以外にも、臨時に召された巫女は、平安朝までも殘つてゐた。中臣女・物部女などが、其だ。更に宮廷の所在地である大和から出る巫女は、大巫（オホミカムコ）と言はれてゐる。此等もやはり、宮廷の傳承を育てる爲事をした、と思はれる。專門的な名稱としての語部ではないが、此等の巫女の職分が同樣の事であつたのは察せられる。其うち最、語部としての爲事に與つたのは、猿女氏である。猿女氏の祖神と信じられてゐる天ノ鈿女ノ命に關聯した物語は、即、猿女が傳へたものと言ふことが出來る。神代卷に於ける事件のうち、毫も、鈿

女命に關係のないところを除いても、尚、宮廷傳承の大部分は猿女氏の傳への與つて居る事が考へられる。猿女氏の傳承がどうして保存せられたかと言ふに、其鎭魂――鈿女ノ命以來といふ――竝びに鎭魂歌に關聯して、物語が傳承せられて居たためである。唯、猿女氏に限らず語部の後の姿は、威力ある鎭魂歌に就いて、其本縁を語るところの敍事詩を諷誦した事である。だが、此は逆に考へて、語部其物及び宮廷其他の儀禮が衰へた爲に、かうした事になつたので、もとは、語部が敍事詩を語り、其一部分として歌が生じたものと思ふ方が順道らしい。

　高級巫女であると同時に、姫神となる資格を齎しめる様な教育の役をするのが、後代の女房となつたのだ。だから、語部には、男と女と兩方あつたらしい。先輩も、亦私も、語部は女ばかりだと考へてゐたのは、多少の訂正を要する。古代の邑落生活様式の、宮廷に歸一せられて來るのは、普通だが、必しもすべてが同じだとは言へない。やはり、別別の姿を保存してゐた。だが、大體に於いて、さうした爲事が、女のものであつたことは爭へない。

　語部の語原に關聯して、かたるとうたふとの區別を唯一口申したい。うたふは抒情詩、かたるは敍事詩を諷誦することであつた。かたるの再活用かたらふの用語例が、その暗示を與へて居ると思ふ。かたらふは言語によつて、感染させて、同一の感情を抱かせると云ふことである。で、私はかたる、かたりが、古代人の信仰に於いて、魂の風化を意味してゐるのだと思ふ。

　簡單にまう一度、前に述べた事をくり返すが、言靈は、一語々々に精靈が潜んでゐることだとする人が多い。だが、此は誤解だ。ことばとことのはとが對立してゐる如く、やはり、こととことばとでは違ふ。ことと云ふことは、一つのある連續した唱へ言・咒詞竝びに咒詞系統の敍事詩と云ふことだ。かたると對照的になつてゐる方面のあるとなふといふ咒詞に關した用語も、實は徇へる義だ。言靈は咒詞の中に潜んでゐる精靈の、咒詞の唱へられる事によつて、

日を覺まして活動するものである。咒詞が斷片化した諺にも、又敍事詩の一部分なる「歌」にも、言靈がは入つてゐると信じたのである。つまり、完結した意味をもつた文章でなければ、言靈はないことになる。

尠くとも日本人と一つ系統から分岐した沖繩人は、國王に物を教へなかつた。此が、日本と沖繩と運命の岐れて來た理由だ。從つて、沖繩には、優れて立派な國王も居り、また暗愚な國王も出た訣だ。此は、日本紀の記述などにも、怖しい暗示がある。日本では、主上に教育申し上げる事は出來ないが、主上は詞を覺え或は、聽かなければならなかつた。其によつて教育されると同じく、主上に他の魂、教育的なまなあ（外來魂）が憑いた。飛鳥朝の末頃から、儒學による帝王・王氏の教育は始まつたと言うてよい。其國語の詞章について行はれたのは、平安朝にはじまると言つてよい　此二つの教育法が、源ノ順の倭名抄、源ノ爲憲の口遊（クイウ）と云ふ樣な種類のものを生じたわけだ。同時に女の方を見ても、清少納言の枕草子などは、偶然一つだけ出來たのではなく、同種のものが澤山あつたのだ。覺えなければならない語を——此頃になると、歌・諺以外にも、單語などを含む樣になつた——授ける事に努めた。物語を讀んで聽かせることも、手習ひさせる事も、皆さうした教育法なのだ。詞を書いて其を讀ませ、繪解きをすることも、同じ理由から出て擴つて來たもの、と考へてよい。此處では便宜上、平安朝から溯つて云うて見たい。

一番氣をひく事は、難波津・安積山の歌などが、手習ひに使はれた上に、現に曾根好忠などの集には、其が更に展開してゐる。一體手習ひといふと、左右の手を考へるが、此「て」には、一種の意味があるのだらう。われ〳〵は書法の手を考へるが、音樂・舞踊の方でも手と云ふ語を盛んに用ゐてゐる。つまり、一種の魂に關係のある語で、魂が身に寓ると、其によつて身體の一部分の働き出すことが、「て」であり、其現れる部分を手と考へたらしい。さうして、其を完成する爲に、習熟することが、ならふなのだ。手を習ふと同時に、讀むのを聽き、自分も讀む。此三方面から

自分の魂を風化する事に勉めた。宮廷の女房たちは、采女の中實際の神事から遠のいて、神人に入らせられる主上竝びに其外の方々の後見をした者が多いのだ。此等の人々の爲事が、平安朝の文學を育てる原動力となつたのだ。所謂王氏・貴族の人として、知らなければならない事柄を敎へるところに目的がある。これを昔風に云へば、さう云ふ知識を持つ事によつて、其人の位置を保ち、實力を發揮すると考へてゐたのだ。だから、平安朝になつても、國々に傳つてゐた風俗歌（クニブリ）・諺或は、其系統の成句を敎育の主題にしてゐた。此等の女性は、外にまだいろ／＼な爲事をしてゐる。後世まで關係のある事で云へば、日記を書き、其中に歌・物語をも記しつけた。尙古くから引き繼いだ爲事で、此期に殘つたものは、其等の女性は主上の御詞を其儘記錄して、半公式に發布してゐる事だ。此は、古代に於ける宮廷の女官の職分を明らかに示してゐることである。此點から見れば、主上竝びに大貴族には、その成長後も尙、巫女の資格から出て、後世の所謂女房になつて行くものが附いてゐて、詞を傳達卽、みこともちしたのだ。女性の口及び手を經て宮廷の宣命の類が發布せられたのが、古風に違ひない。其が段々變化して、太政官其他の手を經るのが公式だ、と考へられて來た。而も其上に、一番簡單な古い形までが、後まで殘つてゐたのである。

一體、咒詞の數は元極めて少なかつたと云ふ事は述べたが、世の進むにつれ、特殊な事情が恆例の儀式の上にも起つて來るし、まして臨時には、いろんな事が起つて來る。かうして、咒詞が次第に增して行く。其を主上が御出しになる場合に、みこともつ役は、第一義としては女であつた。後には様式變化して、文字で筆記する事になつて來、更に主上の旨を受けて、文章までも女房が作る様になつて來る。かうなつて來る徑路には、常におなじ詞のくり返しをしてゐた時代の連續を考へねばならない。唯、外に對しての大きなみことを持つ者は、男でなければならなかつたのだ。だが、其外に神代以來の儀式だと云ふ考へから、どうしても主上御躬ら仰せられねばならぬ詞がある。此方は、

簡單になつて來る。此點から見ると、此章の初めに援用した女帝と志斐嫗とのかけあひの歌も、さうした女の、幼少から御成人後までおつきしてゐた事を示す樣である。語部自身の詞章のうちに、咒詞も歌も諺も籠つてゐた事が考へられる。譬へば、出雲風土記にある語臣猪麻呂が、自分の娘を鰐に獲られた事に就いて、天神に祈つた事件を見れば、疑ひもなく、此は、出雲の語臣の間に傳つてゐた一種の咒詞が、段々敍事詩化して來る徑路に出來たものだ、と見ることが出來る。唯、言ひ添へて置かねばならぬ事は、宮廷の組織は、舊日本の多くの邑落の儀禮と大分特殊な處がある。宮廷の習俗を以て、舊日本全體と考へるといふのは、無理である。一例を擧げれば、宮廷以外では、才の男は、多く人形であるのに、宮廷では、人間を用ゐてゐる。と同時に、語部の如きも、前に述べた樣に女性を主とするのは、宮廷が最甚しいものと見えるのである。

語部の傳へてゐた咒詞系統の文學は、主上其他に段々傳へられて來る。其間に次第に歷史的內容を持つて來、過去の事實だと云ふ反省を交へて來る。すると其處に、時間的の錯誤が起つて來る。過去の事だと知り乍ら、現在の事だと感じる矛盾が、日本文學に澤山ある。其ほど時代錯誤を平然と認容してゐるのが、日本文學だ。それと同時に、日本の文學の特徵――誇るべき特徵ではないが――歷史的に意義あるものは、地理錯誤である。此亦、盛んに行はれてゐる。宮廷で唱へられた咒詞を、みこともちが地方へみこともつて行つても、同じ效果が生ずる故に、其土地が初めて宣下せられた地と感じられる。さうした錯誤の第一義的なのは、日の御子のみこともたれた詞章に依つて、天上・地上一つと信仰した所から起る。地上の事物に、天（アマ）・天つ（アマ）・天の（アメ）など言ふ修飾を加へたのが、其だ。日本古代の文學を見るには、みこともちの思想及び時代竝びに地理の超越、この三つの點を考へる事が、大切である。

扨、古代に溯るほど、主上は咒詞其他の傳承古辭を暗誦して居なければならなかつた。主上が神人であると共に、

神である爲だ。此主上の仰せられること竝びに、其をみこともつ傳宣者の詞の長かつたのが、逆になつて、其を受ける側、即、奏上者或は服從者の詞の方が延長せられて來る。其理由は、服從者の詞の中に、主上の詞章を含んで繰り返す形になるからだ。其と同時に、服從者自身の祖先、更に近代的に言ひ換へれば、自分達の職業の祖先が、宮廷に奉仕し始めた歴史を長々と語る樣になるのである。此が、家々に次第に發達して來る。さうして、儀禮の度毎に、特に輪番で其を繰り返すことになる。此點から見ても、咒詞の歴史が考へられる。主上の宣下せられる詞よりは、臣下が奏上する詞の方が、量に於いて有勢になつて來る。我々の知る事の出來る限りに於いて、延喜式祝詞などは、形は宣下式をもつてゐるものがあるにも拘らず、全體として奏上式な要素を含んでゐるのは、此結果だ。尚此等の事に就いては、最後の章に述べることにするが、此處では巫女の事に就いて簡單に結末をつけて置く。

巫女は、謂はゞみこともちであるよりも、先に、みことを絶さない役をしてゐた者だ、と言ふことが出來る。つまり、宮廷以外の邑落に於いては、男の場合に刀禰(トネ)と言つてゐる。其に對して、宮廷ではひめとねと稱してゐた。命婦に當るものであらう。其が後世になるほど、おとなと云ふ語で表されて來る樣になる。

七　上達部の意義

故殿のおほん服の頃、六月三十日の御祓へといふ事に、いでさせ給ふべきを、職(シキ)の御曹司は、方(カタ)あしとて、官のつかさの朝所(アイタンドコロ)に渡らせ給へり。……日くれて、暗まぎれにぞ、すごしたる人々皆立ちまじりて、右近の陣へ物見に出で來て、たはぶれさわぎ笑ふもあめりしを、からはせぬことなり。上達部のつき(着座)給ひしなどに、女房どものぼり、じやう官などのゐる障子

を皆うちとほしそこなひたりなど、苦しがるもあれど、きゝもいれず（枕草子）

前に述べた通り、上達部なる語も亦、平安朝に殘留してゐたもので、これを以て、奈良朝以前の樣子を窺ふことが出來る語なのだ。「かむだち」は言ふまでもなく、神館で、字に書けば、庤が當つてゐる。普通の用例を以て見れば、庤は祭りに與る人の籠る處で、民間で云へば、頭屋（トウヤ）に當る。神となる人達の籠つて、精進すべき處を云ふのだ。平安朝に於いて、かんだちめと云ふ語は、上達部と云つた字に宛てたゞけの聯想は持つてゐたに違ひないが、古代に於いては、祭時の宮廷を庤と見て、其處に詰めて居る人々だから、上達部と云つたのである。其程宮廷は、年中儀禮が多かつたのだ。後には、上達部の內容が變つて來るが、まづわれ〳〵の考へでは、上達部が三位以上の公卿を指す、と云ふ樣な制限があつたのではなく、もつと廣い範圍をさしたもので、其上に、更に、所謂おみと稱するものがあつた。此に對照的なものに、をみがあつた。おみは大忌（人）で、主上が神となられ、同時に饗應（アルジ）役となられるのに對して、其爲事を補佐する位置に立つ爲に、禁欲生活をして、宮廷に籠つてゐる。小忌（ヲミ）（人）の方は、ぢかに神事の細部に與る人々で、最物忌みの嚴重なものであつた。おみは所謂臣であるが、此は宮廷に於かせられても、或る點まで其權威を認められた人々である。古代の文學・歷史を考へるのに、唯今の樣な狀態に臣を考へてゐたのではいけない。此臣は、天子を補佐すると共に、若い日の御子の育ての親となる資格を持つてゐる。其爲に、臣たちの間に、勢力爭ひが起るので、其汎稱としては、臣であるが、骨（カバネ）としては、連であり、宿禰・朝臣でもあるのだ。

此「おみ」たちの家に傳はる古傳の文學がある。其が卽、壽詞（ヨゴト）と稱するものだ。後世まで考へられた意味では、主上に對して、服從を新に誓ひ、其生命竝びに富を壽するものと考へられてゐた。唯、語原に就いては多少不審はあるが、さうしたものを傳へて、家々では天つ祝詞と稱した。齋部が、無反省ながら、天つ祝詞と度々稱へたのは、さう

言ふ處から出たのだ。天つ祝詞は、主上を自家の養ひ君として仕へ奉る時に稱へるのが第一義で、其が變化して、食物を獻り、酒を薦めて、健康を増進させる爲に云ふ古傳の語と云つた意味を第二義としてゐる。即共に、天つ神の壽詞と稱してゐる。其外に、幾種類かの壽詞を持つてゐて、此と區別を立てゝ居たに違ひない。唯、學者によつては、對照的に、國つ神の壽詞の存在を說いてゐるけれども、其を信ずべき根據を見ない。

時にさうした壽詞が、主上の系譜を表す事があつたらしい。つまり、特殊な關係のある臣の家柄と、王氏との系圖の交錯を述べた一種の語りごとである。卽、此が咒詞類の中の一つの分科をなすものだ。勿論、宮廷にも、かうした口頭傳承の系圖のあつた事は信ぜられるが、記・紀・續紀から推測すると、臣下の系譜が宮廷の系譜を整頓する基礎になつた傾きがある樣に思はれる。譬へば、出雲人の系譜、又御大葬の際に稱へた臣たちの誄詞（シヌビゴト）――これは系譜及び壽詞の樣である――から推しても、さうした事が考へられる。つまり、宮廷自身にあつた事が、臣下に移り、臣下に於いて榮えて、更に宮廷に戻ると云ふ、古代信仰の常式をとつたのである。われ／＼の國の古傳承によつて、編纂された歷史・記錄の類は、主として此壽詞竝びに壽詞によつて組織せられた纂記（ツギブミ）から出來てゐると思はれる。尙平たく言へば、壽詞は宮廷に對する奉仕の本緣を說くもの、卽、天つ神の壽詞・口誦系圖から成つてゐると云ふ事が出來る。

尙一つ閑却出來ないのは、此臣たちは同時に部曲の頭で、伴部の宰（ミコトモチ）であることだ。さすれば、部下に對しては宣詞――宮廷に對しての壽詞なる――を宣する權能を持つてゐた。さうした部分が、一等早く亡びて殘らなくなつたものと思ふ。唯、所謂系圖に於いて、其が仄かに認められるだけである。と共に、宮廷のみことを部下に持つ場合を考へると、勿論壽詞ではない。と云つて唯の詔詞でもない。宮廷からは自らお受けして、其を部下に傳へるのだから、特別な形を採らなければならない。此が所謂鎭護詞（イハヒゴト）である。其意味に於いて、延喜式の祝詞は誤解を重ねて、壽詞（ヨゴト）と稱

しながら、鎮護詞の形をとり、更に祝詞の中にこめられてゐる。結局古代から近代への過渡時代に、祝詞を錯亂せしめたものは、此鎮護詞であり、此部分が益榮えて行つたものと言へる。

八　宮廷祝詞の概念

(一)……伊波比乃返事能神賀ノ吉詞……次のまゝに、供齋つかへまつりて……天つつぎての神賀ノ吉詞まをしたまはくとまをす。

(出雲國造神賀詞)

(二)……夕日より朝日照るまで、天都詔刀之太詔刀言をもちて宣れ。……皇神たちも、千秋五百秋の相嘗に、相うづのひまつり、かきはに、ときはに、齋奉利氏……(中臣壽詞)

(三)皇御孫の命の天の御蔭・日の御蔭とつくりつかへまつれる瑞のみあらかを、汝屋船ノ命に天津奇護言古語云、久須伊波比許登をもちて、言壽鎮め申さく……(大殿祭祝詞)

祝詞の語原は、半ば知れて、半ば訣らないでゐる。其爲に、とに就いては、種々の說がある。けれども、すべて近代の言語情調によつた合理解に過ぎない。所謂「天つ祝詞の太のりと言」と云ふ語を、最本格式な語として追窮して行き度い。とは、古代信仰に於ける儀禮の樣式或は、其設備を意味する語で、結局は座と云ふ事になるらしい。即、天つ祝詞は、神聖な天上界と同じ詔詞を發する聖座の義だ。其場所を更に讚美した語が、太のりとだ。其處に於いて宣下せられる主上の御言葉が、太のりと言である。だから、のりとごとはのりとなる語の原形で、とに言の聯想が加はつた爲に、のりと言の言を略するに至つたものと思ふ。だから、祝詞自身、天子及び天つ神の所屬であることは明

らかだ。所謂のりと言を略した祝詞が宣せられる場合は、天下初春となり、同時に天地の太初(ハジメ)に還るのだ。而も、此祝詞の數が次第に殖えて來るにつれて、壽詞・鎭護詞の混亂が盛んになる。だから、延喜式に於いて、かうした所屬の別々なものを、一様に祝詞としてゐるのも無理はないが、同時に祝詞其物の歴史から言へば、非常に新しいものと云はねばならない。

扨、かうした祝詞が、次第に其一部を唱へることになり、其が、全體を唱へるのと同一の效果を持つもの、と見做され出して來た。中臣祓の、長くも短くも用ゐられる様なものだ。其は壽詞に於いては諺を生じ、敍事詩に於いては歌を生じて來たのと、同じ理由である。

九　諺及び歌

（一）俗諺曰、筑波峰之會(ニ)、不レ得ニ娉財一者、兒女不レ爲矣。（常陸風土記）
（二）風俗諺曰、筑波岳(ニ)黒雲挂衣袖漬國(カキテコロモデヒヅチノクニ)是也。（同じく）

齋部祝詞竝びに、稀に、中臣祝詞に於いて、天つ祝詞と稱するものは、祝詞を口誦する間に、挿入せられて來たものである。其部分にかゝる時には、一種の咒術を行ふことになつてゐたものらしい。だから、非常に神祕な結果を齎す詞として、人に洩らすことが禁じられて居た。本道の意味に於いては、天つ祝詞ではなく、所謂諺と稱すべきものであらうと思ふ。其が後には、祝詞を稱へなくても、其部分を口誦する事によつて、祝詞全體の效果を持ち來すもの、と考へられる様になつた。此諺が、次第に意味の全く不明な咒術的なものと、社會知識的なものとに岐れて來る。そ

して、後者は、教訓的な意義を持つて來るが、此は必しも新しい事ではない。而も、さうした諺自身が既に、敍事詩の影響を受けてゐる。言ひ換へれば、其發生した咒詞時代を過ぎて、敍事詩時代に入つても、尚新しく出來るものがあつて、敍事詩の影響を受けたからだと云つてよい程、歴史的の內容を作うてゐる。或は、更に古く脫落してゐたものに、敍事詩的な背景を附加して來た部分もある樣だ。最異風な諺を擧げて見れば、地名・人名に絡んだ枕詞の古形をなすものが其で、昔は國讃美(クニボメ)・人讃美が、咒詞の精髓であつた事を示してゐる。一方、さうした諺から、所謂謎(ナゾ)が生れて來る。日本文學に於いて、割合にかへりみられてゐないのは、古代に於ける謎の類だ。此は、大方の爲に、問題を提供して置きたい。

諺の樣式は、大體に偶數句を以て出來たもので、此から言はうとする歌と、大體に違ふ點は、問答唱和風でないことである。さうして、歌は主として、奇數句に傾くことだ。

此小さな論文を以て、私の師匠柳田國男先生の同時に、同じ叢刊の中に發表せられる論文に接續させようと試みたのであるが、其結び玉になるべき歌の事をお話する前に、もう餘白が無くなつた。其で、此處には極めて概念的に書き添へておくことに止めたい。

諺の場合と同じく、歌は、咒詞から變化した敍事詩の、最緊密な部分と目せられる部分で、恐らく、古い敍事詩に含まれて居なかつたものが、次第に挿入せられて來たのだらうと思ふ。傳承の都合からして、問答唱和の形を殘して居らないものも多いが、實は、さうした形を採らねばならなかつたのである。併し、根本的には、諺の形式の敍事詩の中で發達したものが、歌である。而もさうした要素は、既に咒詞の中にも見えてゐた。所謂天つ祝詞の部分に於いて、發唱者と被唱者との間に問答が行はれた事は、祝詞に於ける所謂、返し祝詞或は覆奏(カヘリマウシ)の存在によつて知る事が出

來る。延喜式の祝詞で見ても、所謂稱唯（ヲヽトトナフ）の部分は、やはり此形である。かうして發生したものが、咒詞の敍事詩化して行く道筋に、次第に勢を得、分化して來る。だから、歌をうたふ事に、敍事詩及び咒詞を唱へるのと、同じ效果を豫期する事が出來たのだ。其に不安を感じる場合には、其歌の屬してゐた敍事詩を口誦すれば、的確に效果の擧るものと思うたこと、早く說いたとほりである。かうしたかけ合ひを以て出發した歌が、かけ合ひに進むと同時に、一人の層疊的發想、卽、組歌形式をも採つて行く樣になる。併し、歌の獨立する徑路に就いて、一面の原因ではあるが、最適切なものを擧げる事が出來る。巫覡の神懸りによつてする舞踊は、咒詞或は敍事詩を唱へてゐる間に、舞人自ら其主たる神或は人となつて歌ひ出す。卽、一種の詠（エイ）の形をとる事によつて、發達して來る。此は、歌の發生の一部の原因であるが、主としては、歌が出來て後、獨立した歌の製作に向ふ動機を、促す理由になつてゐる樣である。

◇

日本文學は、少なくとも私の中してゐる時代には、文學ではなかつた。例外なく宗教上の儀禮であつた。異人の詞を傳承すると云ふ意義に於いて、或期間持續せられ、其間に固定し脫落し、變化改造が加つて來た。其上に、歴史意識が加つて、敍事詩が出來、其斷片化したものが諺及び歌になり、更に歌の方面に、非常な發達を遂げることになつた。結局最初の文學は、律文であつた。けれども今日の感覺を通して感じる時は、最初は、寧、散文に近いと思はれる咒詞があつた。其が、敍事詩になつて、純粹な律文と稱すべきものになつた。咒詞の中に祝詞・壽詞・鎭護詞の區

別があり、更に祝詞に對しては、原形に近い宣命が、對立する樣になつた。今謂ふ所の祝詞よりは、寧、祝詞らしい要素は、宣命に多く含まれてゐる。

歌に於いては、掛け合ひの形から出發して小長歌になり、其は二部に岐れるところの小長歌の形から、全然變化を重ねて行く。我々が、最初の觀察の對象に置くのに便宜な形は、片哥及び旋頭歌であるが、此が直に日本の歌の原形だ、と云ふ事は出來ない。

われ〳〵の文學は、此國土以前からあつたのだから、原始と云ふ語を用ゐるのは、絶對に避けなければならない。長歌が次第に長くなり、これに創作意識が加つて來ると共に、一方聲樂上の欲求から、長歌の中に短歌が胚胎せられて來る。其短歌成立の動機は、同時に片哥の中にも、催されてゐた事だ。此最新しく、而も近代に至るまで、わが民族の生活に最叶つてゐる樣に見えた短歌が、明らかに形式を意識せられて來たのは、飛鳥末から、藤原へかけてのことらしい。

私の論文に於いて、いま少し力を入れたかつた部分は、文學と、其を傳承し、變作する階級との問題、文學意識並びに鑑賞力の啓發せられて行く過程であつた。だが、今は其だけのゆとりがないのです。（完）

昭和七年四月十日印刷
昭和七年四月十五日發行

岩波講座 日本文學 第十一回配本

版權所有

編輯兼發行印刷者 東京市神田區一ツ橋通 岩波茂雄

印刷所 東京市神田區錦町 精興社

大森製本

發行所 東京神田一ツ橋通 岩波書店